

町田市医療法施行条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の規定に基づき、専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専属の薬剤師を置かなければならない診療所)

第2条 法第18条本文の規定により専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。